

## 令和7年度 二地域居住等受入促進にかかる「特定居住支援法人」公募要項

### 1 公募の概要

#### (1) 公募の目的

市内において人口現減少や高齢化が進む中、地域の特色や魅力を守り、そこで人が生き生きと暮らし続けるためには、時代の変化に適応しながら、地域の活力の維持、向上を図っていく必要がある。

そのためには、多様な暮らしの選択肢の一つとして、二地域居住の促進による魅力的な新たな働き方、暮らし方を提案していくことが必要である。

そこで、市と協働して「特定居住支援法人」として二地域居住の促進に取り組む団体を募集するもの

#### (2) 公募件名

二地域居住等受入促進にかかる「特定居住支援法人」指定にかかる公募

#### (3) 申請受付期間

- ・令和7年度認定分は令和8年3月2日（月）～3月19日（木）まで
- ・令和8年度以降は、年度内認定を既望する場合は各年度当初から各年度の3月10日まで

### 2 申請条件

本公募に申請できる者は、申請書提出日を基点として、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5

年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用していると認められる者

ウ 暴力団員等であると認められる者

エ 暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用していると認められるもの

(4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「法」という。）第29条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 納期限の到来した市税等を完納していること。

### 3 申請書類

(1) 特定居住支援法人指定申請書（様式第1号）

(2) 定款

(3) 登記事項証明書

- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (6) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (7) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- (9) 法第 29 条各号に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

#### 4 申請方法

「6 申請受付窓口」に直接持参または郵送及び電子メールにて提出すること。

#### 5 支援法人の指定

「特定居住支援法人」として指定することが適当か審査を行い、審査結果を通知する。

#### 6 申請受付窓口

〒955-0071 三条市本町3-1-4

三条市市民部地域経営課

電話：0256-34-5646

e-mail：chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp